

3 研究倫理について

研究倫理について

学位論文作成に当たっては、研究倫理規定について配慮するよう心がけること。特に人を対象にした研究内容は本研究科においては多く見られることから注意を促したい。

本規程については、研究を進めるに際して心がけるだけでなく、学術論文を投稿する際にも投稿先の編集委員会によって、しかるべき機関における倫理規定の審査を経た研究内容であるかが問われる場合が多くなっている。

本研究科では2005年11月に設置された「神戸大学大学院人間発達環境学研究科における人を直接の対象とする研究に関する規程」（下記のURLを参照）があり、研究科において、人を直接の対象とする研究が倫理的配慮のもとに行われることを目的として委員会が定められた。

研究倫理規定の条文、申請書などは研究科ホームページから得ることができるので大いに活用して頂きたい。

<http://www.h.kobe-u.ac.jp/1038>

神戸大学大学院人間発達環境学研究科
における人を直接の対象とする研究審査申請書

人間発達環境学研究科長殿

申請者 所属
氏名

印

神戸大学大学院人間発達環境学研究科における人を直接の対象とする研究に関する規程第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

1. 研究課題名	
2. 研究期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
3. 研究責任者	(所属)
4. 共同研究者	(所属)
5. 研究の概要	
6. 研究対象者(予定)の内容(人数、年齢、性別、職業など)	
7. 研究により生じる可能性のある侵襲の種類、不利益、危険性の有無と倫理上の配慮	
8. 研究等の対象となる者に理解を求め同意を得る方法	
9. 事故などの際における緊急時の対策	
10. その他	

備考 審査申請書の記載に関しては、次の点に留意すること。

1. 各項目の記載は、できるだけ具体的かつ詳細に行うこと。
2. 項目6. 研究対象者(予定)の内容に関しては、人数、年齢、性別、職業等申請の時点で把握し得る限り詳細に記載すること。
3. 研究計画書があれば、それを添付することもって項目5、6、7に代えることができる。
4. 項目7については、例えば「精神・心理的侵襲の内容」、「運動負荷の種類、強度、時間について」などの検査・測定項目、及びそれによる侵襲、不利益、危険性やそれらに対する対処等を簡潔に記載する。また、個人の人権に対する配慮や、個人情報等の取扱い方法等についても記載する。
5. 項目8に関して、研究対象者からインフォームド・コンセントを得る場合は、別記様式第2号を参考に作成した同意書を添付すること。
6. 項目9に関して、万一の事故発生に際して準備している対応策(緊急時マニュアル遵守など)について記載する。